

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和4年11月24日認可した。

令和4年12月6日

香川県知事 池田豊人

土地改良区名	土地改良事業名
丸亀市綾歌町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）滝ノ鼻地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）赤坂地区
〃	単独県費補助土地改良事業（揚水機改修事業）土路池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）宮池地区
多度津町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）西白方宮ノ前地区